

第 32 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 8 月 15 日（木） 13 時 59 分～14 時 23 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（16 名）

2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法	4 番委員	古川 榮
6 番委員	高井 美奈子	7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌
9 番委員	花田 良造	10 番委員	工藤 正	11 番委員	丹代 純嗣
12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美	14 番委員	柴田 博明
15 番委員	桑田 久毅	16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治
19 番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員（3 名）

1 番委員	三浦 勝志	5 番委員	工藤 守	17 番委員	三浦 良孝
-------	-------	-------	------	--------	-------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	齊藤 嗣郎	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員（4 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	佐藤 千尋				

7 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 122 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 123 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 124 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 125 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 92 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 93 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

- 報告第 94 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 95 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 96 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

8 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和（委員全
員）

(省略)

【開会 14 時 08 分】

議長（今井龍
美）

これより、第 32 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
7 番今井委員、9 番花田委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碓ヶ
関支局長補佐、佐藤主査の出席を求めました。書記には、成田碓
ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 122 号から第 125
号の 4 件、ほかに報告が 5 件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ
のまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第 122 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

佐藤補佐

それでは、1 ページをご覧ください。

議案第 122 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、191 番と 192 番は経営拡大、193 番は譲渡人の要望による売買、194 番は譲渡人の要望による受贈、195 番から 198 番は親族からの受贈によるものです。

件数は 8 件、面積 11,155 m²、田 6 筆 7,459 m²、畑 11 筆 3,696 m²です。

今回、申請のあった案件については、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 122 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 123 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

5 ページをご覧ください。

議案第 123 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 農地転用許可基準説明書の 1 ページと合わせて、6 ページをご覧ください。

11 番の申請地は 7 ページのとおり、碓ヶ関小中学校から北西へ約 800m に位置します。土地利用計画は 8 ページのとおり、普通住宅用地です。

なお、農地区分は別添 3 の 1 ページ目のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 18 番山口委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

(「特にありません。」の声あり)

議長

それでは、議案第 123 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 124 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

9 ページをご覧ください。

議案第 124 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 農地転用許可基準説明書の 2 ページと合わせて、10 ページをご覧ください。

32 番の申請地は 11 ページのとおり、柏木小学校から南東へ約 1,200m に位置します。土地利用計画は 12 ページのとおり、普通住宅用地です。これまでも宅地として使用していましたが、農地であることが判明したものです。

続いて、33 番の申請地は 13 ページのとおり、柏木小学校から南東へ約 1,100m に位置します。土地利用計画は 14 ページのとおり、駐車場用地です。これまでも隣接する保育園の駐車場として使用していましたが、農地であることが判明したものです。

なお、農地区分は別添 3 の 2 ページ目のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 18 番山口委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

(「特にありません。」の声あり)

議長

それでは、議案第 124 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 125 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

15 ページをご覧ください。

議案第 125 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4 売買価格一覧と合わせて、16 ページをご覧ください。

今回はすべて所有権移転であり、278番及び279番はともに経営拡大によるものです。

件数は2件、面積9,280㎡で、田6筆4,377㎡、畑3筆4,903㎡です。

今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました7番今井委員、8番大川委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の278番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、所有権移転の278番は、3番対馬委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、対馬委員に退席を求めます。

(対馬委員 退席)

議長

それでは、278番について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、278 番を、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
對馬委員の入室を許可します。

(對馬委員 着席)

議長

次に、報告 5 件について、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

17 ページをご覧ください。

報告第 92 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

18 ページをご覧ください。これは、令和 6 年 6 月から 7 月までの間に、相続による届出があった一覧となります。件数は 18 件、面積 152,296 m²、田 45 筆、畑 69 筆、計 114 筆です。

続きまして 19 ページをご覧ください。

報告第 93 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 5 関連案件一覧と合わせて、20 ページをご覧ください。

144 番は貸付人の要望、145 番は借受人へ売却するため解約するものです。

件数は 2 件、面積 5,409.37 m²、田 6 筆 4,377 m²、畑 5 筆 1,032.37 m²です。

続きまして、21 ページをご覧ください。

報告第 94 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

22 ページをご覧ください。

51 番は他者へ売却するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 136 m²、地目は畑 です。

続きまして 23 ページをご覧ください。

報告第 95 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

24 ページをご覧ください。

17 番の届出地は 25 ページのとおり、尾上総合支所から西へ約 500m に位置するところです。土地利用計画は 26 ページのとおり、雪捨て場として使用する宅地の敷地拡大です。

続きまして 27 ページをご覧ください。

報告第 96 号 農地改良届出書（盛土等の届出）の受理について、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

28 ページをご覧ください。

16 番の届出地は 29 ページのとおり、柏木小学校から北西へ約 900m に位置するところです。土地利用計画は 30 ページのとおりで、盛土後は野菜を作付けする予定です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 32 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 23 分】